

選挙は私達の権利です

★  
**麻生町報**  
★

発行所  
麻生町四番地  
麻生町役場  
発行人  
高野勝  
印刷所  
麻生印刷所

### 町議会協議会開催

行方小学校の老朽校舎建替えについては、さきに起債に関する議決をみたことは報導のとおりであるが、

一、行方小学校校舎建替に  
建坪一八九、三七五坪の新築をこらした近代的小学校の設計書仕様の作成もなり、建築補助金、起債の額も確定したので、いよいよ建築に着手する段取りとなつた、本工事実施及び次の項目協議のため、一月十三日午前十時より麻生町公民館において町議会協議会を開催し熱心に検討が行われた。

一、行方小学校校舎建替について

二、麻生町国民健康保険直営診療所病棟建築について

三、行方小学校解体並に處分について

四、大和第三小学校舎落成式について

五、豫算外義務員損の専決處分について

六、その他

第二項大和国民健康保険病棟建築については、國保運営の充實と地元民の熱望により、その建築を計畫し國保診療所の完全運営をなすべく説意努力されてきたが、頼みとする補助金が昭和三十一年度までに合はないこととなりその目的實現を得るに困難をきたすこととなり、昭和三十一年度において必らず補助金の交付を受ける内諾を得ているので、昭和三十一年度において早期實現を期すべく協議された。

### 行方小学校建築本決り 189坪の新築案成る

協議事項は次のとおりである

一、行方小学校校舎建替について

二、麻生町国民健康保険直営診療所病棟建築について

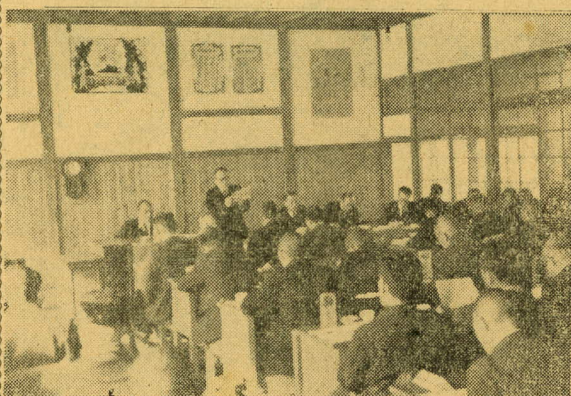
三、行方小学校解体並に處分について

四、大和第三小学校舎落成式について

五、豫算外義務員損の専決處分について

六、その他

第二項大和国民健康保険病棟建築については、國保運営の充實と地元民の熱望により、その建築を計畫し國保診療所の完全運営をなすべく説意努力されてきたが、頼みとする補助金が昭和三十一年度までに合はないこととなりその目的實現を得るに困難をきたすこととなり、昭和三十一年度において必らず補助金の交付を受ける内諾を得ているので、昭和三十一年度において早期實現を期すべく協議された。



第一回臨時議会の模様  
(立つているのは議案説明の高野町長)

#### 豫算案等 原案可決

臨時議会  
一月十四日午前

### 1月末日人口

|      | 男      | 女      | 計      | 世帯数   |
|------|--------|--------|--------|-------|
| 麻生地區 | 2,989人 | 3,141人 | 6,130人 | 1,113 |
| 太田地區 | 1,208  | 1,224  | 2,432  | 390   |
| 大和地區 | 2,791  | 3,043  | 5,834  | 912   |
| 行方地區 | 1,444  | 1,518  | 2,962  | 504   |
| 小高地區 | 1,965  | 2,067  | 4,032  | 691   |
| 計    | 10,397 | 10,993 | 21,390 | 3,610 |

### 今月の税

☆納税は納期間内に☆

今月は固定資産税及び保険税第四期の令書が交付されます。納期は二月二十一日より二十九日迄です。令書が届いたら納税組合を通じて納期間に完納して下さい。昭和三十一年度の町税はこの固定資産税第四期が最後です。

皆様の協力によつて徴税率はぐん／＼上昇して参りました。特に納税組合を通じての納付が多くなつてきました。これは納税組合長さん方の御骨折と納税者の理解によるもので喜ばしいことです。

町として會計年度末迄に完納又は成績良好な組合についてこれに御報へする方法を構じたいと考えて居ります。

あなたの一票が——この町を左右する



豊作の前觸れ二年目の雪  
(二月二十三日の雪景色)

### ポンプ操法 競技大会

二月二十日麻生高校校庭において郡大会が開かれますので本町消防団からも次のチームが出場して日頃訓練の技倆を發揮されることになりました。

自動車ポンプ 一台 麻生支団  
三輪車ポンプ 一台 麻生支団  
手引動力ポンプ 二台 麻生支団  
可搬式ポンプ 二台 太田支団  
腕用ポンプ 二台 行方支団  
二台 小高支団

### 出初式舉行

昭和三十一年度麻生町消防団出初式が次の日取りで行われます。麻生支団では去る一月六日に舉行いたしました。

太田支団 二月十八日  
大和支団 大和中學校校庭  
行方支団 二月十八日  
小高支団 小高小學校校庭

なお當日は召集信號を次のように行います。

打鐘 ○○○○○  
○○○○○

### 町議選挙は三月三日 教委選挙も同時に

二月一日の委員会で町議選挙は三月三日と決定、教委選挙も同時に行う事になった。

この選挙により町議の定数は今までの七十四名から三十名に減少されるわけであるが今回の選挙に限り選挙区(舊町の区域そのまゝ)があるの選挙区毎に選挙を行うことになる。

教育委員選挙については選挙区はなく、麻生町全体で四名の委員が選挙される。

### 町議、教委 選挙のあらまし

この選挙のあらましは次の要領で行われる。

一、選挙の名稱  
麻生町議會議員一般選挙及び麻生町教育委員會委員定例選挙の同時選挙

二、選挙区と選挙すべき人員  
1、町議  
第一選挙区(舊麻生) 八人  
第二選挙区(舊太田) 四人

の取こわし、及び管内小中学校の営繕、設備等五ヶ年計畫案について審議、行方小学校の老朽校舎百六拾坪の取壊しは議決したが、學校關係の營繕、設備等の五ヶ年計畫案については後日再審議することとした。

#### 教育委員会 臨時会開催

麻生町教育委員會臨時會は、一月十九日十時より麻生町役場で開會し、昭和三十一年度末及昭和三十一年度當初の小中学校教職員定期異動に関する方針について審議した。今回の定期異動に際しては、茨城縣教育委員會の助言方針を尊重するとともに、地域の實情を勘案して管内教育の充實強化を期し、特に四項目(省略)の實現に努力することに決定した。

#### 町議、教委 選挙のあらまし

この選挙のあらましは次の要領で行われる。

一、選挙の名稱  
麻生町議會議員一般選挙及び麻生町教育委員會委員定例選挙の同時選挙

二、選挙区と選挙すべき人員  
1、町議  
第一選挙区(舊麻生) 八人  
第二選挙区(舊太田) 四人

2、教育委員  
麻生町の区域で四人

3、選挙期日  
議員及び教育委員の選挙はその任期満了前三十日以内にすることになっているから、三月一日から三月三十日までに行うにいいわけであるが、年度末に當り豫算編成その他重要な事務が山積されるのでこれを考慮し三月三日と決定した。

この選挙の告示は選挙期日前十日に行うことになっているので二月二十二日告示される。

(裏面につづく)

解説  
自作農創設維持資金通法について

一、申込みの出来る農家  
1、經營が中位かそれ以下で  
農林水産業による収入が  
大半をしめてゐるもの  
2、資金のやりくりが他につ  
かない事情にあつて、資  
金の融通を受ければ經營

通法について

がよくなるもの  
二、資金の使途  
1、自作地や小作地を買ふた  
めにするもの  
2、相續による農地が細分す  
ることを防ぐためにする  
もの

- 3、病氣や災害のために入用な資金及びその場合に生じた借入金の返済にあてゐるためのもの
- 三、貸付の條件
- 1、一農家當り二十萬圓以内
- 2、年利率五分
- 3、据置三年、償還二十年以内の分割拂込
- 4、債務保証のため保証人一人以上又は農地(自作地)の担保
- 四、申込みの手續
- 1、家族や資産の狀況、作付収入支出など年間の經營の狀態、借受資金の運用等の經營再建計畫を記載した農業安定計畫書を農業

- 委員會に提出して知事に借受の適格認定を申請します
- 2、借受適格の認定を受けた者は居住地の農協へ借受申込書を提出する
- 五、借受後は次のことを實行すること
- 1、農業改良普及員の指導を受けて安定計畫を達成すること
- 2、自作農貯蓄組合の貯蓄計畫に基いて償還金ならびに備蓄金を積み立てる

俗に借る時の恵比壽顔、返す時のえん魔顔と云いますが、借りると云ふことは返すと云

ふことになります。從來の例を見ると、なかには返済がうまく行かず農協の係の方が困つてしまふことがよくありますので、この点自分のことである他の人に迷惑をかけぬ様十分注意が肝要です。

資金の返済は農協の手を経てやることですから申請書を出す前に、農協組合長さんともよく相談してから手続をして頂きます。

尙目下のところは自作農貯蓄組合員に對して優先的に貸付を行つてゐるやうです。

あつて、その後死亡辞退が  
つたときは二月二十九まで  
付られる。時間午八時二  
十分から午後五時まで  
九、各種立會人  
議員選舉の候補者は選舉  
會人を、教委選舉の候補者  
開票立會人と選舉立會人を  
月二十九日までに出出がで  
る。投票立會人は委員會が選  
任するので候補者は關係が  
ない。

十、選舉運動  
選舉運動は立候補屈出を  
してから選舉の前日までする  
とができるが、國家公務員  
地方公務員の一般職にある  
の、教職員、選舉長、開票

口 街頭演説は必ず駐り標を掲げていなければならぬ。これに従事できない。事務運動員は十五人制限され、腕章をつけなければならない。

5 文書圖画による選舉運動

イ 葉書の使用はできない。

ロ 選舉事務所表示のためその場所で使用するポスター立札ちようちん及看板の數は許されていゝ。

ハ 候補者一人百枚(タブイド型)限り委員會の印を受けて使用できる。

十一、選舉運動費用

選舉運動費用の法定制限額は次のとおりであるからこと

婦人會長の激勵を受ける若人達

成人式は去月十五日麻生町公民館において盛大に舉行された。

この日四三五名に成年証書並に記念品が贈られ、また差人の前途を祝し町長、婦人會等あまたの來賓より激勵の言葉を受けた

ります。  
こんな恐しい症状はかい虫が小腸の中ばかりにいないで、移動するためおこる障害です。又虫がたくさん腸の中に出來たため腸をつまらせたり或は小數の虫でも腸管にけいれんをおこさせ、そのため腸閉塞を起させることもあります。  
こんな恐しいことはめつたにないで誰もかい虫が居ても安心してその驅除にまさしても心をつかつて居ない日常だと思ひます。恐しなはずへ

かい虫の驅除藥は種々市販されて居りますが、私達が醫師の指導なしに服用する場合に、のは複作用の少さいこと、のみ方のかんたんなこと、効果があることが大切だと思ひます。醫師のお話では、かい

ことが出来るそうです。  
十二月三日迄は一番かい虫卵  
が感染することが少ない時期  
とのことです。からこの際家族  
全員で驅虫薬を服用して驅除  
に努めましょう。

- 1 日本國民で年令滿二十年以上の上の者、
- 2 引續き三ヶ月麻生町の区域内に住所を有するもの
- 3 欠格事項に該當しないものは禁治産者や犯罪者（選舉犯罪以外の執行猶豫の者を除く）である。

六、被選舉權

- 1 日本國民であること
- 2 選舉期日現在において滿一十五年以上の者
- 3 麻生町の区域内に引續き三ヶ月以上住所を有するもの

自轉車（原動力を含む）  
車、リヤカー等の使用には  
制限はないが、自動車は使  
用できない。

2 禁止される選挙運動  
イ 戸別訪問は絶対に禁止さ  
れる

ロ 候補者の氏名、政黨そ  
他の政治団体の名稱を、  
い歩く行爲は戸別訪問  
みなされる

ハ 選挙についての署名運動  
は禁止される

|     |             |
|-----|-------------|
| 第三  | 二〇〇〇〇       |
| 第四  | 二〇〇〇〇       |
| 第五  | 一九二〇〇       |
| 教委  | 六〇、七〇〇〇〇    |
| 十二、 | 出納責任者と収支報告書 |

候補者は出納責任者を選  
 できるが候補者自身がな  
 てもよい。出納責任者は選  
 挙運動に關する收入支出  
 責任者で會計帳簿を備え  
 れを基として選舉運動費  
 収支報告書を作成し、三月  
 十八日までに委員會に提

かい虫驅除は今が好期

- 3、腸壁を破つて腹腔に出てそのため腹膜炎をおこしたり或は肝臓に侵入して肝臓の組織を破壊し、その
- 2、虫様突起の中へ浸入して虫腸炎（盲腸炎）をおこしたり
- 1、輸たん管に入つて、たんのう炎のようなはげしい症状をおこしたり

いれんと云ふような恐しい障害のおこることもあります。之を驅除するには勿論口から卵を入れないことですが、現在の食生活や環境では不可能に近いことだと云はれて居ります。そこでかい虫を驅除する藥劑を定期的に大人も子供家族全員そろつて服用することが大切になつて参ります。勿論服用に先立ち檢便して虫のいるのをたしかめてから、先生の指導の下に驅虫藥をのむことが理想的ですが、現在の日本人の七〇％はかい虫が居ると言はれて居りますから年三回乃至四回ぐらい定期的に驅虫藥を誰もが服用して、かい虫をしまつておかぬいよ

引と云ふ話をきかされますが、かぜは御承知のように傳染のはげしいものです。かぜを引いて居る人は他人にうつさないようなマスクをかけましょう。せきをした飛まつを他人にかける様なことのない様に私達各々が注意しましょう。赤ちゃんのある家庭の方達はよく注意してせきが出る内はマスクをかけるようにしましょう。何の病氣でも早期の手當が大切ですが、かぜもかぜぐらいと云つて居る時治すことにつとめるのが大切です。四日かゝるところは二日でなほりましょう。小さい子供達もそれゝ友達があつて良く遊びま

思つたら藥をのみ腹にして休んで居れば二日もたてば主要症状はうすらいで来るでしよう。四日もたつていつも同じような時には先生にみて頂きましょう。余病の併發して居ることが多いと云はれます。かぜは三日で治しましょう。

(表面より)

四、開票と選舉會  
開票は即日行われ同時に選舉會が開かれ、議員の當落が決定されるが、教育委員は翌日の選舉會で當落を決定する

五、選舉權  
この選舉の選舉權の要件は次のとおりであるが、選舉當にこの要件を満たしている

選舉人名簿を調製することになるが、この名簿に登録されるものは基本名簿から洩れたもの或は今度二月十七日現在で満二十才になるもので本人の申告によつて登録される。（申告がないと登録されない。）から注意）具体的には昭和十年十二月二十二日から昭和十一年二月十八日の間に生れたもので、二月十七日現在で引續き三ヶ月麻生町に居住するもの（昨年十一月十八日以前から）他町村から轉入したものは特に注意して下さい。

八、候補者

立候補届は二月二十二日から二月二十五日までの間に各支所で受けられるが二月二十

路上等で投票を依頼することは個々面接として行なわれている  
電話による投票依頼は設けられている  
ハ 飲食物の提供は湯茶お茶うけ程度の菓子類は許される。又運動員、勞務者に對し選舉事務所で食べるか、運動に携行する糧合だけ弁當として提供できる。但し一食百圓一口三百圓以下のもので四五十食の範圍内である事  
4 言論に選舉運動  
イ 公官施設使用の個人演説會同一の公官施設ごと一回無料で使用できる。午後十一時から翌日の午

編輯室から

町報も皆様の聲援により第十一號の齡を重ねたいよいよ軌道にのつて参りました。

町報は面白くないもの、讀みにくいものが果して何のくらい皆さんが讀んでいるかは未知数であります。この点に建設的であつた町報の旨点に御意見により編輯室は大いに意を強くしました感謝いたします。

皆さん町報をどしどし批判して下さい。皆さんの建設的な御意見はこの町を明るく大きく育てます。

訂正

先月の一月末日人口は十二月誤りです。おわびして訂正いたします。